

商労文教委員会会議記録（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

福島県議会

1 日時

令和6年12月12日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 2時15分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒 秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、誉田憲孝委員、渡部英明委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外13件、議員提出議案第70号外4件及び請願6件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより企業局の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第6号外3件を一括議題とする。

直ちに企業局長の説明を求める。

企業局長

（別紙「12月県議会定例会商労文教委員会企業局長説明要旨」により説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、企業総務課長の説明を求める。

企業総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

まず、勿来工業用水道の沼部堰改築工事における工法変更について詳細を聞く。

次に、人件費の関係で新陳代謝と説明があったが、内容を聞く。

最後に、追加議案の人事委員会勧告について、想定 of 職員数を聞く。

工業用水道課長

沼部堰改築工事における工法変更について、河川内での工事の際に水を遮るための仮設工を設置するに当たり、当初は矢板を振動で打ち込む一般的な工法を計画していた。しかし、事前に想定できなかった玉石の影響により打ち込みが不可能となったため、ドリルで玉石を砕きながら矢板を押し込む工法に変更となった。

企業総務課長

人件費について、企業局全体の職員数は37名である。新陳代謝については、今年度当初予算では昨年度の職員の状況に基づき計上していたものを、今年度の現員で再計算したところ、職員数自体は変わっていないが、職員の状況の変化に伴い補正が生じたものである。

神山悦子委員

沼部堰改築工事における工法変更に伴う増額については理解した。

職員定数は変わらないが、人事異動に伴い職種が変わったのか。

企業総務課長

対象の職員数自体の増減はないが、人事異動等により職員の状況が変わり、通勤手当や超過勤務手当等の額に変動が生じることから、現況に置き換えて再計算した結果、補正が生じた。

神山悦子委員

非正規、再任用など職種の変更により補正が生じたのかと思い聞いた。状況は理解した。

佐藤郁雄委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企業局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時11分 休憩)

(午前 11時13分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより商工労働部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件を一括議題とする。

直ちに商工労働部長の説明を求める。

商工労働部長

(別紙「12月県議会定例会商労働文教委員会商工労働部長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、観光交流局長の説明を求める。

観光交流局長

(別紙「12月県議会定例会商労働文教委員会観光交流局長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、商工総務課長の説明を求める。

商工総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、経営金融課長の説明を求める。

経営金融課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

商18ページの議案第19号について、国の方針により、条例の目的に「新たな事業の創出その他の地域経済の活性化」を、対象要件に「債務の弁済に関する計画」を追加するとの説明だったが、経緯と対象者を聞く。

経営金融課長

中小企業者から金融機関への弁済が困難となった際は、信用保証協会が代位弁済

するが、信用保証協会が中小企業者から回収金を受け取るに当たっては、一定の場合において県が信用保証協会に対して損失補償するため、当該補償の相当分である回収納付金を県に納付してもらう流れとなっている。現行の条例では、中小企業者の事業再生が見込まれる場合、県が回収納付金を受け取る権利を明示することとなっている。

条例改正の趣旨としては、国から各都道府県に対し、中小企業者の事業再生のみならず円滑な債務整理により経営者の再チャレンジ等を後押しすべく、必要な改正を行うよう要請があったものである。過剰な債務を抱えた事業者が今後ますます増えることも予想され、返済困難になることが懸念される。債務者に対して早期に債務整理し、保有資産の減少を抑えて再チャレンジの可能性を高めることが関係者全体の利益の増加にもつながることから、国の要請も踏まえて廃業による円滑な債務整理を対象に加えるため、条例を改正するものである。

神山悦子委員

円滑な債務整理を支援するのは理解できるが、要するに倒産を進めるものに思える。借入れにより資金繰りが大変な中小企業者も対象となるのか。また、対象となる業種を聞く。

経営金融課長

倒産を進めるものではなく、あくまでも倒産防止や事業継続支援のために資金繰り支援や相談対応、あるいは商工会議所等による伴走支援などを行っているが、そのような対策を講じてもお事業継続が難しい場合がある。法的整理に至る前の、事業継続の可能性を残した段階で早期に債務整理することにより、事業者の立ち直りを支援していくものである。

そのため、債務超過の事業者を対象とするが、将来的に再チャレンジの可能性が残っていること、突然の倒産等により従業員が路頭に迷うことのないよう転職機会を一定期間確保できる可能性が残っていること、また、金融機関に対して誠実に対応しており、反社会的勢力ではないことなどの要件に該当する事業者を対象とする。

神山悦子委員

丁寧に対応してほしい。返済計画を提出させる際などに様々な相談に応じるとともに、雇用も守らなければならない。倒産件数はリーマンショック以降最大規模とも言われており、大企業のほか中小企業も相当数倒産している。それを防ぐための

支援は本当に大事であるため、引き続き対応願う。

国の方針により各都道府県が実施しているとのことだが、全国ではどのくらいの都道府県が実施しているのか。

経営金融課長

全国で32自治体が同様の条例を制定している。このうち7自治体では、事業再生のみならず債務整理も対象としているが、本県は対象としていない。

神山悦子委員

これはある面では諸刃の剣になりかねないので、よく注意しながら実施してほしい。倒産を防止する支援を改めて要望する。

商工労働部における人事委員会勧告の対象職員数を聞く。また、議案第44号の小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る補正予算については、会計年度任用職員の増員が要因か。

商工総務課長

一般職員326名と短時間勤務の職員を含む会計年度任用職員145名の計471名分である。

また、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算については、増員によるものではなく、あくまでも今回の人事委員会勧告と同様に賃上げに伴う増額である。

神山悦子委員

商8ページの中小企業制度資金利活用推進事業の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が多いことによるものか。詳細を聞く。

経営金融課長

中小企業制度資金推進費5,499万円の増額補正については、新型コロナウイルス対策特別資金の利子補給に係る増額補正である。令和6年度当初予算において、利子補給金額算定のベースとなる全体の融資残高の算定に当たり、融資の繰上償還や他の資金への借換えなどの減少要因を前年度と同様に見込んで積算したが、減少要因が想定よりも少なかったことから増額補正するものである。

神山悦子委員

補正を要するほど大変なのか。

経営金融課長

利子補給金額はある程度機械的に計算している。例えば、制度上は据置期間5年以内、償還10年以内であり、据置期間は各事業者により異なるが当課では3年間と想定して計算している。事業者によっては、実際の償還期間を長く設定した場合、残高の減りが緩やかになる。また、金融機関において返済期限の延長や一定期間返済の猶予を行う場合も残高の減りが遅くなるため、当初の想定よりも残高が減少しないことは当然想定される。

荒秀一委員

議案第19号について確認する。我が会派においても中小企業の状況に応じた様々な支援策を要望していた中で、このような条例改正が提案されることを歓迎する。事業に再チャレンジする中小企業者が対象であるため、弁済計画に対する審査業務が生じると思うが、詳細を聞く。

経営金融課長

当該条例が適用される中小企業者は、弁済に関する計画の作成を要する。中小企業者が廃業による債務整理を行うに当たり、保有資産の換価処分の方針や債務の弁済計画、あるいは金融機関に対する債務減免の要請等をしっかりと記載する必要がある、債権者である金融機関等の合意に基づき作成することとなっている。

荒秀一委員

多くの企業が苦しい状況にあるが、ただいまの説明を聞き、しっかりと方向性を持って頑張る企業を救う事業であると認識した。商工会や事業者の要望に沿った事業であり、歓迎されるものだと思うが、これにより救われる事業者は多いのか。感覚的なもので結構なので聞く。

経営金融課長

昨今の経済情勢を見ると、ゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）の返済が本格化する中で、債務が膨らんでいる中小企業者が増えていると認識している。そのような事業者の実情に応じて経営改善、事業再生、再チャレンジ支援の必要性が高まっていると考える。

当課としても、国からの要請を踏まえ、事業者に対する支援の必要性を十分に考慮して条例改正を提案しているが、実際の対象事業者数は未知数である。他県の例を見ると、実際に条例で認められた事業者数はそれほど多くないため、今後の推移を注意深く見守っていきたい。

神山悦子委員

議案第19号について「再チャレンジ」との説明があったが、どのような取組を想定しているのか。従来と全く異なる事業を新たに実施するのか、同じ業種で経営状況等を改善すればよいのか。

経営金融課長

再チャレンジについては、従来と異なる業種に取り組むことが要件ではない。創業等も含めて新たに挑戦し、地域経済の活性化に結びつくものを対象としたいと考えている。

神山悦子委員

事業者の負債が増えて弁済に困る状況に至るのは、事業者自身のみには原因があるわけではない。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など様々な要因が重なっていることを踏まえ、従業員の雇用も守られるようきちんと支援してほしい。県のノウハウを生かし、中小企業を潰さないための支援を実施するよう意見を述べておく。

人事委員会勧告に関連して、一般職員326人に対して会計年度任用職員が145人であり、非正規職員が約3割を占めるが、商工労働部の非正規職員は以前からこのような割合か。

商工総務課長

会計年度任用職員は、テクノアカデミーにおいて特に多く、短時間勤務の講師がこれに該当する。

神山悦子委員

会計年度任用職員制度が導入される以前から同様の傾向にあったのか。

商工総務課長

制度変更により雇用数が変わるわけではないため、従来から同様の比率である。

神山悦子委員

様々な職種があることは当然承知しているが、この比率には驚いた。可能な限り正規雇用すべきと思うが、考えを聞く。

商工総務課長

会計年度任用職員制度への変更は、国の制度改正により実施されたものである。当課としては、今ほど答弁したように適正に雇用しているので、今後とも同様に実

施したいと考えている。

鳥居作弥委員

議案第19号について、改正前の適用対象は事業の再生に資する場合だったが、改正後は対象が広がり、ある程度の事業者はほぼ対象となり得る。対象を広げると評価の視点も担保されなければならない、過去に事業再生のために権利を放棄した事業者がしっかりと再生しているかどうか、遡って評価する必要があると思うが、実績を聞く。

経営金融課長

現行の条例における事業再生案件については、現在までに累計25社34件の承認実績があり、議会にも報告している。詳細な資料が手元にはないが、25社はそれぞれ事業再生に向けて取り組んでいる。

鳥居作弥委員

事業再生に取り組んだ結果も含め、内訳が分かる資料の提出を求める。

佐藤郁雄委員長

ただいま鳥居委員から資料提出要求があったが、経営金融課において資料の提出は可能か。

経営金融課長

これまで議会に報告した案件について提出することは可能である。

佐藤郁雄委員長

お諮りする。ただいま提出要求があった資料については、これを本委員会の資料とすることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認める。経営金融課においては、資料を15部提出願う。いつまでに提出可能か。

経営金融課長

明日までに提出したい。

佐藤郁雄委員長

明日11時の開議までに提出願う。

経営金融課長

承知した。

佐藤郁雄委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

神山悦子委員

雇用問題について聞く。本会議でも質問があった働きやすい職場環境づくり推進助成金については、今年度予算を全額執行見込みであるとの新聞報道があったが、詳細を聞く。あわせて、女性活躍・働き方改革支援奨励金の実態も聞く。

雇用労政課長

働きやすい職場環境づくり推進助成金はソフト事業とハード事業それぞれに助成しており、新聞報道等もされているが、当初予算1,000万円を計上し、既に10月末時点で上限に達している。今年度は計21件交付決定した。助成対象の具体例として、ソフト事業では新たな休暇制度を設けるため就業規則を改正するに当たり専門家に相談した場合の経費や研修にかかった経費等、ハード事業ではトイレや休憩室など設備の改修費用である。

また、女性活躍・働き方改革支援奨励金については、例えば女性の管理職増加や正規社員への転換、年次有給休暇や男性の育児休業の取得促進などに取り組んだ企業に対して奨励金を交付する事業だが、11月末現在で44件交付決定している。当初予算では約2,500万円を計上しているが、年度末まで間に合うと見込んでいる。

神山悦子委員

働きやすい職場環境づくり推進助成金について、1,000万円の当初予算が現時点で上限に達しては、今後申請予定の事業所が受給できなくなってしまう。必要に応じて補正予算を計上すべきだが、どのように捉えているか。

また、ソフト事業よりもハード事業の要望が多いかもしれないが、1,000万円の計上は妥当だったのか。来年度事業にも関わることなので聞く。

雇用労政課長

交付決定済みの21件のうちハード事業のほうが多く13件となっている。昨年度まではおおむね半々の割合で、ソフト事業のほうやや多かったため、1,000万円の予算で足りていた。今年度については、労働環境の整備に対する企業の意識が高まってきたこともあり、ハード面の整備に係る申請が非常に増えた。これらの奨励金及び助成金については、次世代育成支援企業認証を取得済みの企業を対象としているため、直ちに申請できるものではなく、認証を取得してからハード面の整備をすると時間もかかることから今年度は補正予算を計上していないが、来年度に向け、当然ながら企業の要望に応えられるよう対応を検討していく。

神山悦子委員

女性や障がい者も含め働きやすくなると思う。認証の取得が一つのハードルかもしれないが、休憩室やトイレなどが男女別ではない企業もいまだ多いため、やはり1,000万円の予算では足りない。テレビのニュース番組で、女性消防職員が男性職員と同じ場所で着替えている場面があり、女性が少ない事業所などでは環境整備が不十分な場合もある。必要な予算を確保して十分に制度周知の上、来年度も取り組むべきであると意見を述べておく。

佐藤郁雄委員長

一般的事項に対する質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問はあるか。

神山悦子委員

働きやすい職場環境づくり推進助成金については、年度内に整備が完了した場合に助成する仕組みであると聞いたが、発注から完成までに時間を要するため、助成

対象が限られてしまう。もう少し要件を緩和してもよいと思うが、詳細を聞く。

雇用労政課長

委員指摘のハード事業に対する助成については、補助率4分の3の上限100万円
で実施しているが、新設ではなく既存施設の改修など、軽微な整備を想定している。
整備前に申請を受け、計画を確認した上で交付決定し、実績報告書により整備の完
了を確認後に助成するため、年度内に完了する仕組みとなっている。

なお、委員指摘のように年度内に整備を完了できない事例は発生していないが、
企業のニーズをしっかりと捉えながら必要に応じて要件緩和を検討する。

神山悦子委員

労働環境整備の機運が生まれてきたが、前年度から計画しなければうまく進まな
いと思い聞いた。制度周知と併せて、より使い勝手のよい制度となるよう要望する。

女性活躍・働き方改革支援奨励金について、複数のメニューのうち女性活躍の推
進は17件、男性育児休業取得推進は24件、介護休業取得は3件、そして所定外労働
の削減、年休の取得促進は0件で合計44件と聞いているが、うち0件の要因を聞く。

また、女性活躍の推進に向け、女性の役員や管理職への登用、正規雇用への転換
が改めて求められているが、それらの実績もあまり多くない。女性管理職の増加は
10件の実績があるが、どのように捉えているか。

雇用労政課長

11月末現在の交付決定44件は、要件に合致すると確認できたものである。委員指
摘の所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進については、交付決定ベース
では0件だが、企業から取組計画の提出を受けている。「これから先の数か月で従
来よりも所定外労働時間を何%減らす」、「年次有給休暇の取得を何日増やす」な
どの具体的な計画が達成できた時点で交付決定となるため、現時点では0件だが、
取組中の企業は数件ある。

また、女性の正規職員への転換や役員登用が少ないとの指摘があったが、これに
ついては現時点で交付決定した件数である。書類の不備などで現在審査中のものの
中には、正規職員への転換が一定数含まれているため、各企業においてそれなりの
意識はあると認識している。ただし、各企業とも取り組みやすいところから取り組
んでおり、普通に働いていた従業員をいきなり役員や管理職にはできないため、し
っかりと意識の醸成を図っていく必要がある。

神山悦子委員

取組が広がるよう求めておく。働き方改革がこれだけ呼びかけられている中で、特に正規職員への転換を応援する県独自の事業がほかにもあればよいが、それはないようである。非正規雇用をなくし、女性が働きやすい職場にする必要があるため、もう少し事業の推移を見ていきたい。状況に応じて当初予算の拡充も求めていく。

所定外労働時間の削減は当然だが、一方で国は8時間労働制を壊す働き方をさせる方針を示しており、全く本末転倒である。若年者も含め労働者の話を聞くと、学生アルバイトも女性も自由な時間が足りないとの意見があり、本会議の質問でも労働時間の短縮を提案した。ヨーロッパでは既に1日8時間どころか7時間、週35時間労働である。労働時間の短縮により給料が減少することのないよう、我が会派は賃上げと一体での実施を提案した。これは意外にも静かな広がりがあり、実現すれば本当によいとの意見がある。企業にとってもよい面があり、ドイツ、フランス、デンマークなどでは、自分の時間を自由に使って家族と過ごすほか、育児、介護、自己研さんなどをすることで、生産性の向上につながっているようである。仕事中は効率よく集中して働き、誰にも侵されない自分の時間を過ごして豊かな人生を送ることで、企業の生産性も上がる。日本においても働き方改革と賃上げをセットにする必要がある。最初に述べたように、労働法制を改悪するのではなく、県として、労働者の働き方をよく注視しながら応援できることはやればよい。時給1,500円の最低賃金もなかなか実現しないが、岩手県などでは独自に実施されているため、それも含めたメニューになればよい。今後ぜひ雇用労政課として検討し、働き方改革の支援に取り組んでほしいが、考えを聞く。

雇用労政課長

労働時間の削減により働き方を変える必要性については県も十分に認識しており、様々な奨励金、助成金は当然として、それ以外にも経営層に対する意識改革の働きかけなどを実施している。一方で、労働時間の上限などは労働基準法にて定められており、国においては、労働基準法の改正に向けた検討が進められている。一昨日公表された労働基準関係法制研究会報告書（案）を受けて、国において今後議論が進んでいくものと考えているので、その動きも注視し、必要な対策を検討していく。

神山悦子委員

労働基準関係法制研究会報告書（案）の主な内容を聞く。

雇用労政課長

厚生労働省労働基準局長が設置した研究会が取りまとめたものであり、現行の労働基準法上48日間の連続勤務が可能であるのに対し、14日以上連続勤務を禁止するなど、テレワークや副業、兼業など多様な働き方に対応した労働時間の考え方等が整理されている。

神山悦子委員

私も注意深く見ながら、提案すべきところは今後提案していきたい。働く人が健全な働き方をしなければ経済は回らず、暮らしもよくなならないと思っているので、県においても注視願う。

男女の賃金格差が公表され、全国では女性の賃金は男性の約7割とのことだが、県内においても同様の割合か。また、考えを聞く。

雇用労政課長

今年7月、令和5年の賃金差が公表され、本県においては男性を100とした場合の女性の賃金は75.3である。要因は明確ではないが、依然として出産、育児を理由に離職する女性が多いことや、それに伴う勤続年数の短縮や働き方の制限によると考えられるため、それらを支援する必要がある。

神山悦子委員

やはり賃金格差がある。それも含めた女性の働き方の是正が必要である。

今月2日に財務省が公表したとおり、大企業の内部留保金が過去最大の553兆円となった。業種により状況は異なるが、結局は賃金を抑えたり賃金格差を設けたりした結果、蓄積されたものである。県内でも企業の倒産が多いが、年末に向かう中で県の中小企業の経済状況などを聞く。

商工総務課長

日本銀行福島支店が公表した直近の金融経済概況によると、県内景気は足踏みしているとのことである。また、中小企業の景況レポートによると、10月は物価、エネルギー高騰の影響が依然として続いていたものの、9月と比べて好況と回答する業界が増加したとのことで、一部年末商戦に向けた景気回復を期待する声もある。県内は中小企業が多いが、景気についてはエネルギー高、物価高の影響を受けて苦しいところもあると見ている。

神山悦子委員

業種別の状況を聞く。

商工総務課長

例えば半導体部品の製造業はそれなりに景気がよいが、建設業においては公共工事の関係で苦しい状況にある。サービス業では、売上げに対して価格転嫁がなかなかできないとの話もある。状況は業種により異なり、価格転嫁については企業により異なる。

神山悦子委員

昨年からインボイス制度が導入されたが、直近の県内の状況を聞く。

経営金融課長

昨年度から導入されたインボイス制度については、県内企業の対応状況や経済情勢を踏まえて経過措置が設けられている。具体的には、現時点で取引先が未登録でも仕入れに係る消費税を控除できる取扱いとなっている。

神山悦子委員

ぜひ目配りしてほしい。大手企業と下請企業の関係や、従来非課税だった個人事業主にも影響し得るので、強力な推進により倒産に至らないよう、小規模事業者も含めて支援してほしい。今後も必要な情報を提供願う。

誉田憲孝委員

議員として活動していると、福島市における先達山のソーラーパネルと地域との共生、F I T（固定価格買取制度）の価格など再生可能エネルギーに係る様々な問題を認識する。老朽化や故障、災害に伴う設備の処分について問題提起されているが、P Vパネルリユース・リサイクル推進モデル事業の内容と進捗を聞く。

次世代産業課長

委員指摘のP Vパネルリユース・リサイクル推進モデル事業については、委託により実施している。現状として、P Vパネルは単に処分したほうが費用が安い、国においても新法を含めてルールが整備されようとしており、リユース、リサイクルを促進するためにどれくらいの経済的インセンティブがあれば排出事業者がリサイクルするかという社会実験的な部分を担っている。現在はスキームの実行途中の段階にあるため、進捗報告が難しい。

渡部英明委員

11月29、30日にロボット・航空宇宙フェスタふくしまが開催されたと部長より説

明があったが、我が会派においても10月7日に長崎県五島市でドローンの取組状況を調査し、長崎県デジタル戦略課長の高橋氏、そらいいな(株)の土屋氏から様々な話を聞いたところである。新技術実装連携“絆”特区について、長崎県はかなり熱量高く取り組んでいる様子が伝わってきたが、本県としての新技術実装連携“絆”特区に対するスタンスと、現在の取組状況を聞く。

あわせて、昨日の高宮議員による一般質問に対し、県内産業の均衡ある発展に向け、南会津町のドローンの実証実験にも取り組んでいるとの答弁があったが、どのような位置づけで実施しており、今後どのように展開させていくのか。

次世代産業課長

新技術実装連携“絆”特区に対する熱量については、長崎県に負けているつもりはない。先日、長崎県デジタル戦略課長の高橋氏、そらいいな(株)の土屋氏、南相馬市のイームズロボティクス(株)の代表取締役の曾谷氏と当職の4人で、ロボット・航空宇宙フェスタふくしまにおいてトークセッションを行った。特区に対する本県と長崎県の役割分担を簡単に紹介すると、本県では福島ロボットテストフィールドを中心に、ロボットメーカーやイームズロボティクス(株)をはじめとするドローンメーカーが多く集積しており、技術の福島という立ち位置である。一方、長崎県五島市ではそらいいな(株)が医薬品等日用品の離島への配送について既にビジネス化しており、ビジネスとしてのオペレーションに関しては長崎県が優れている。技術とビジネスをしっかりと掛け合わせることを想定しており、今年度の長崎県での実証調査は経済性をメインに実施しているが、本県では線的飛行からレベル4での面的飛行に変えるに当たっての安全対策を技術的観点から実証するという役割分担により取り組んでいる。

次に、南会津町での実証実験については、寒冷地フィールドとの名称をつけ、南会津町と共に進めている。福島ロボットテストフィールドと比べて気温が低く雪も降る寒冷地フィールドにおけるバッテリーの持続性をメインに実験する。中山間地域における物流の課題もあるので、バッテリーの技術向上及び地域課題解決のためのドローン利活用がポイントとなっている。今年度も実証実験を実施するところであり、引き続き社会実装に向けて町と連携して進めていく。

渡部英明委員

熱意については十分に理解した。南会津町の実証実験については、同町議会の第

2 回定例会でも取り上げられたが、南会津地方特有の地形、気候における物流に対する実用化、企業や工場の誘致、さらには I ターン、U ターン、交流人口の増加が期待されるとの内容だった。

今月 15 日に田村市で医薬品の配送に係る実証実験を行うとの報道もあったが、南会津町での実証実験を積極的に実施し、実用化や工場、企業の誘致につながる施策展開を要望する。

佐久間俊男委員

渡部委員の質問に関連して、私も 10 回目となるロボット・航空宇宙フェスタふくしまを見学した。本県と長崎県のブースが隣接し、新技術実装連携“絆”特区同士の熱心な取組状況を把握できた。本県は浜通り、中通り、会津地方と大きく 3 つに分かれており、様々な課題もあるが、それらを乗り越えながらドローンを社会経済に生かしてほしい。県内にはテクノアカデミー郡山、会津、浜の専門課程と普通課程があるが、ロボット・航空宇宙フェスタふくしまでは、テクノアカデミー浜で製作された飛行機の完成品が展示されており、教員や学生と意見交換し、立派な飛行機が組み立てられたと思った。

今定例会でも取り上げられたが、本県では県外への転出超過が大きな課題となっており、商工労働部が果たす役割は大きい。テクノアカデミーには地域や企業のニーズに応えられるような課程が設置されているため、若者がテクノアカデミー浜の学生が製作した飛行機に興味を持ち、県内で技術を生かしてほしいが、人材育成と産業の推進について聞く。

産業人材育成課長

軽量飛行機（L S A）については、令和 4 年 8 月からテクノアカデミー浜と郡山の学生たちが製作し、組立てが完了したところである。製作に 3 年かかったが、テクノアカデミーは 2 年課程なので、その間に卒業生が出ている。地元の航空関連企業に就職した卒業生もいるので、少しずつだが航空宇宙産業の人材育成に寄与していきたい。

佐久間俊男委員

テクノアカデミーは、これまでもこれからも非常に大切な役割を担う。県外転出者数を抑えるためには魅力のある企業づくりと人材育成が必要だが、その役割を果たすのがテクノアカデミーである。2 年間の課程において、本県で働く人材の育成

を図る必要があるが、取組状況を聞く。

産業人材育成課長

委員指摘のとおり、郡山、会津、浜の各テクノアカデミーにおいて、地元の産業界のニーズも踏まえて学科や学習内容を考えているところであり、指導教員も高校等を訪問し、生徒の確保に取り組んでいる。引き続き、地元企業のニーズも踏まえて取り組みたい。また、明日は入学試験があるが、今後、第2回、第3回の試験も年明けに実施予定である。

神山悦子委員

男女の賃金格差について、本県はワースト10位である。女性の県外流出が多いことも踏まえると、全国に率先して格差をなくし、働く場を確保する必要がある。いかにして働きやすい環境をつくるのかについても、改めて指摘しておきたい。女性の働き方や賃金格差が将来的に年金額にも影響し、年金額の低さが老後の貧しさにもつながるので、ジェンダーギャップの解消に向けて頑張ってもらいたい。考えを聞く。

雇用労政課長

男女の賃金差については、育児や介護などの事情を抱えていてもしっかりと働き続けられる環境をつくり、勤続年数が増えることで賃金の上昇や正社員への転換にもつながるため、職場環境の整備に向けた奨励金や助成金による支援はもちろんのこと、引き続き経営者の意識改革を図ることで、女性も男性も働き続けられる環境をつくっていききたい。

神山悦子委員

台湾からの観光客数が増加しているとのことで、国内外からの観光客のさらなる誘客に結びつけられればよいと思うが、どのような点に魅力を感じて来県しているのか。

観光交流課長

会津を中心とした歴史、伝統、文化に関する場所が人気である。本県も含め東北は四季がはっきりしているため、春になれば桜を中心とした花、秋は紅葉、これからの時期は雪を楽しむため非常に多くの観光客が訪れている。具体的には只見川第一橋梁のビュースポットや大内宿のかやぶき屋根が台湾やタイの観光客に人気である。外国人が観光に訪れ人気に火がつき、さらに日本人観光客が訪れるケースもある。

るため、県としては地元の協力も得ながら観光資源を拾い上げてしっかりと情報発信し、インバウンドを含む多くの観光客に来てほしいと考えている。

神山悦子委員

引き続き対応願う。ただ、宿泊費が高過ぎるのが引き続きの課題であるため、何らかの是正を要望する。

イオンモール伊達について、現状を聞く。

商業まちづくり課長

先月29日にイオンモール伊達に係る新設届の変更届が提出され、代表者の変更と併せて新設予定日が令和6年12月1日から8年12月21日に変更された。これは条例に基づく届出上の日付であり、事業者が実際の新設日を調整するものと理解している。

神山悦子委員

特定小売商業施設の面積要件については、条例改正により緩和したと思うが、改正時期と改正後の要件を聞く。

商業まちづくり課長

令和元年度の改正により6,000㎡以上から8,000㎡以上に変更した。

神山悦子委員

商業施設が各所に立地される一方で、物価高騰などにより商圈が変わってきており、状況を注視する必要がある。福島市においても駅前は大変な状況であり、事業者の進出に任せてよいのかと思っている。イトーヨーカドーのように商業施設の撤退は様々な影響が生じる。物価高騰などによる経済の停滞が一番大きいかもしれない。現在の状況は理解したので、注視していきたい。

荒秀一委員

DC（デスティネーションキャンペーン）について聞く。観光交流局長より、DC開催の機運を醸成していくとの説明があった。県内各地の優れた観光コンテンツを活用して、県全体で取り組んでいくものと理解しており、私の地元に対しても、DC成功に向けて積極的に取り組むよう度々伝えている。来春からプレDCが始まるが、実際の機運醸成の状況を聞く。

観光交流課長

今後、県内の旅館、ホテルを中心として交通事業者なども対象とするおもてなし

研修会を実施し、機運を高めていきたい。なお、県民への意識づけのためにも、のぼり旗や車両に貼るマグネット掲示物などを作成、活用して機運醸成を図っていきたい。また、委員においても地元市町村へ呼びかけていたとのことだが、当課では各地域に対し、特に観光してほしい場所を提案するよう依頼しており、今後ＤＣの総合パンフレットやホームページに掲載予定である。紙媒体の作成に当たってはある程度期限があるため、そこに間に合わない場合は各市町村へ各地域の提案状況を共有しながら、さらに多くの提案が出るよう働きかけたい。

荒秀一委員

取組に対して敬意を表したいが、答弁によると今後取り組む部分がかかなり多い。プレＤＣは春先に開催されるため、現時点で準備を終えていなければならない状況だと思うが、より具体的な計画を聞く。

観光交流課長

９月２４日に知事を会長として自治体の代表、観光、商工、交通事業者を構成員とする実行委員会を立ち上げ、その方向性や事業内容、県民への啓発活動について協議したところである。来年４月からのプレＤＣでは、県内を巡り食や文化財を見ってもらうほか、アートとして感じられるものの写真を投稿してもらうことを検討している。これらを通して多くの方に福島「しあわせの風」を感じてもらい、ファンになってもらうとともに、友達や家族も連れてまた訪れてほしいと考えている。

また、前回のＤＣにおいても実施したが、県内の花の名所を巡るフラワーツーリズムを展開して、県内各地への訪問機会を創出する取組を進めている。

荒秀一委員

取組に感謝する。現在は４月のプレＤＣに向けた取組を進めていることは理解した。既に優れた観光コンテンツが確立されている市町村もあるが、一方で、今後磨き上げを行うことで地元住民が誇れる地域づくりのきっかけにもなると思っている。絶対に一過性のものであってはならず、浜、中、会津全ての地域がふるさとの宝、誇りを築いていくべきであるが、市町村の反応を聞く。

観光交流課長

県としては、来年度の当初予算編成に向け市町村に働きかけてきた。特別企画についても早い段階から各市町村の提案を募集し、前回は上回る件数が上がっている。現時点ではＪＲ東日本と調整中だが、年明けに共同記者会見の開催を検討しており、

そのタイミングでなければ公表できない情報もあるため理解願う。現在、各市町村も観光コンテンツの磨き上げに参画し、個別具体的に取組を進めている。徐々にではあるが、全県を挙げたＤＣ成功の機運が非常に高まってきていると感じているので、引き続きよろしく願う。

荒秀一委員

状況は理解した。私の地元である浜通りには、毎年約1,500万人と大変多くの観光客が訪れるが、実感が伴わない住民も多い。地元住民にそれを実感してもらい、特に若者に、よりよい福島をつくり、復興を実現しようとメッセージを発信してほしい。先ほど述べたように、プレＤＣも間近に迫っている状況だが、局長の考えを聞く。

観光交流局長

荒委員からのエールと受け止めている。私は３月までいわき市で勤務していた。観光交流局長に着任した４月から、北は新地町から南はいわき市まで、さらには原子力災害の被災地も含めた15市町村の首長と観光の促進に向けた懇談等に取り組んできた。その中で、震災と原発事故から約14年、ＤＣ開催時点では15年になるが、これまでの間、それぞれの被災地域においては観光どころではなかったというのが正直な思いだと改めて感じた。一方で今後、インバウンドや国内観光も含めて浜通りにおける交流人口、関係人口の拡大を図るに当たり、ＤＣの機会に各地域住民は県内59市町村それぞれに必ずある魅力に気づき磨き上げをしてほしい。そして、他県や外国からの訪問はもちろん、県民が59市町村それぞれに魅力があると認識してもらえるとありがたい。ＤＣの期間はプレ、本番、アフターとあるが、それを一過性のものとせず、年間を通して地域の観光を輝かせ、その後レガシー化していくため、各地域住民が主体的に考える機会になるよう一体となって取り組んでいる。地域の子供から年配者までＤＣにさらに興味を持ち、観光事業者だけでなく県民、企業、ＪＲ東日本も一体となり機運を醸成しながら、よい形でプレＤＣのスタートを切れるよう尽力したい。

鳥居作弥委員

先ほど神山委員からホテル代が高騰して大変との話があったが、実際に県議会議員が定宿としている福島市内のホテルでも宿泊料が大分上がり、非常に厳しい状況である。そのような中、インバウンド誘客のため台湾やベトナムからのチャーター

を増便しており、インバウンド需要増加の波をしっかりと捉えながら多くの外国人を誘致することは非常に大事だが、一方で、日本人の観光誘客にもしっかりと対応していかなければならない。県内の日本人観光客宿泊数の推移について、私もいろいろと調べたが、調査機関によって数字が異なるため、改めて確認する。

観光交流課長

観光庁の宿泊統計上の調査によると、インバウンドも含んだ数字となるが、延べ宿泊者数は1月は70万6,000人泊、2月は78万5,000人泊、3月は73万人泊、4月は74万9,000人泊、5月は78万3,000人泊、6月は79万3,000人泊、7月は88万3,000人泊、8月は108万5,000人泊、9月は85万9,000人泊である。これにはインバウンドも含まれるが、県内全体の宿泊者に占めるインバウンドの割合は2%足らずであるため、基本的に本県の宿泊者はインバウンドではなく日本人観光客が占めているのが現状である。一方で全国ではインバウンドの伸びがさらに激しく、伸び率が2桁に上る県もある。本県はまだまだ余力がある状況なので、日本人観光客をいかに呼び込むかが重要になってくる。

鳥居作弥委員

我が家は4人家族だが、ホテル代が大分高騰している状況で、1泊すると4～5万円かかってしまう。宿泊を控えて日帰りの旅行先を選ぶことも一つの選択肢としてある。今回のDCを含めた本県の観光施策の中で、日帰り日本人観光客に対するアプローチは行っているか。

観光交流課長

日帰り観光について特に注力して施策を実施しているわけではない。旅館やホテルとしては、ぜひ泊まってほしいと考えており、価格については前回の委員会でも質問があったが、どうしても物価や人件費の高騰が価格に反映されてしまうと認識している。それぞれの旅館が個室に風呂を新設したり、宴会場をなくして快適に館内で過ごせるよう改装したりしており、改装費用等の価格転嫁が生じていると認識している。他県の宿泊料との比較はしていないが、県内の宿泊料が他県に比べて不当に高いわけではないと認識している。

鳥居作弥委員

宿泊すると6～7万円かかるが、日帰りならば2万円程度で3分の1以下となる。宿泊施設の需要はあるとのことだが、日本人観光客をしっかりと捉え、日帰り客を

さらに増やしていくことが大事である。例えば東京圏からは約2,000万人の日帰り観光客が想定されるが、東北のうち仙台市や秋田県、岩手県などは日帰りできず、車で日帰り観光できるのは本県くらいである。東京都を中心とした約2,000万人の市場を意識しながら、日帰り観光客を誘致できる体制を取らなければならない。今回のDCではJRや自治体、観光事業者等と連携することだが、日帰り観光客の主な交通手段は車だと思う。その場合、例えばNEXCO東日本とも何らかの協定等を締結し、本県への車の日帰り観光客を呼び込む施策ができればと思う。これは地理的優位性を考慮してぜひ検討すべきだと思うが、考えを聞く。

観光交流課長

委員指摘のとおり、関東や仙台市、新潟県から日帰り観光客が訪問している実態があるため、NEXCO東日本と連携する形で割引制度などを活用し、多くの観光客に足を運んでもらうための取組をぜひとも進めていきたい。

鳥居作弥委員

ぜひ進めてほしい。円安と物価高により外出する機会や意欲が減っている現在、手軽に日帰りで来県できることは非常に大事なので、DCの枠組みをしっかりと守りながら車で移動できる優位性を担保し、多くの人に本県に来てもらえるよう施策を講じてほしい。

神山悦子委員

イオンモール伊達の関係で確認する。名称がイオンモール北福島からイオンモール伊達に変更され、特定小売商業施設の新設予定日が令和6年12月1日から8年12月21日に変更されるとのことだが、どのように理解すればよいか。また、当該施設の面積を聞く。

商業まちづくり課長

県の条例上、令和8年12月21日を新設予定日とする旨の届出を受けているが、報道等によると、イオンモールでは2026年下期新設と発表している。また、売場面積は6万㎡で届出を受けている。

佐藤郁雄委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、商工労働部の審査が終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 2時 6分 休憩)

(午後 2時 7分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案5件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第70号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

否決の方向で願う。まずは30人学級をしっかりと実施し、適正に評価した上で検討すべきであり、直ちに人数を上下させることは難しい。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第70号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第71号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第71号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第45号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第45号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第46号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第46号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第57号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

中小企業、小規模事業者に対する支援は当然速やかに行うべきである。可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第57号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、新規請願51号については、さきに審査した議員提出議案第70号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願52号については、さきに審査した議員提出議案第71号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願26号については、さきに審査した継続審査議案第45号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願27号については、さきに審査した継続審査議案第46号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月17日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、労働委員会事務局及び教育庁の審査である。

これを持って散会する。

(午後 2時15分 散会)